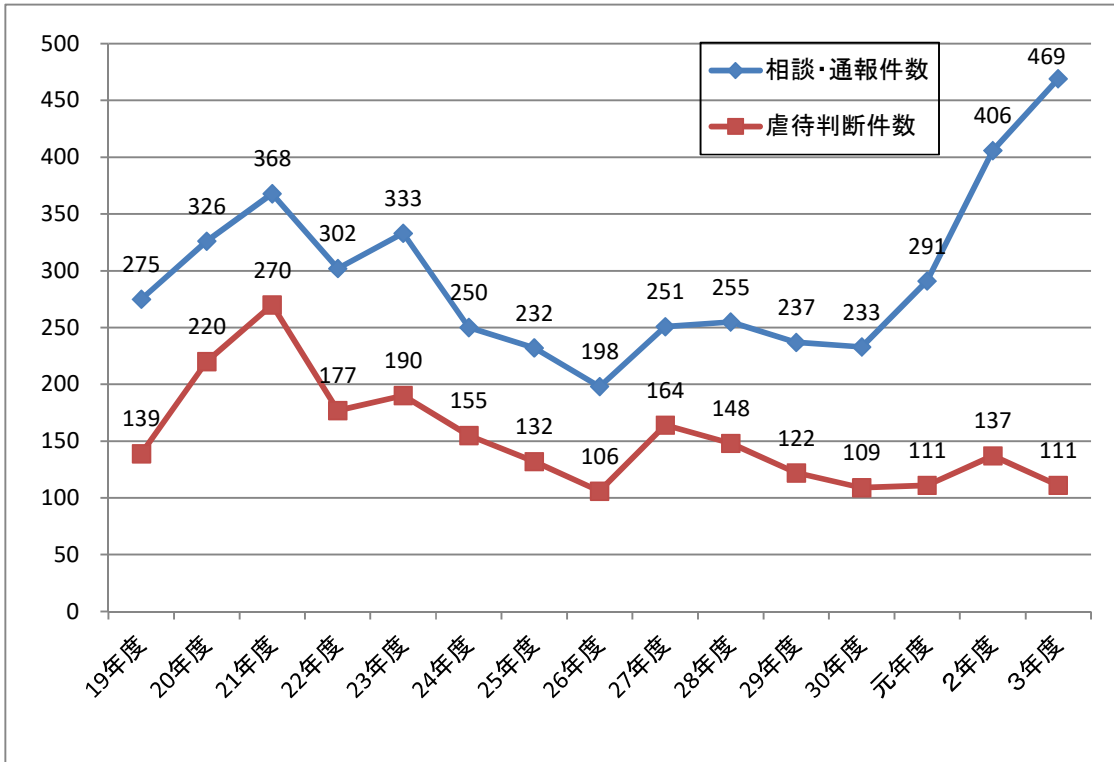
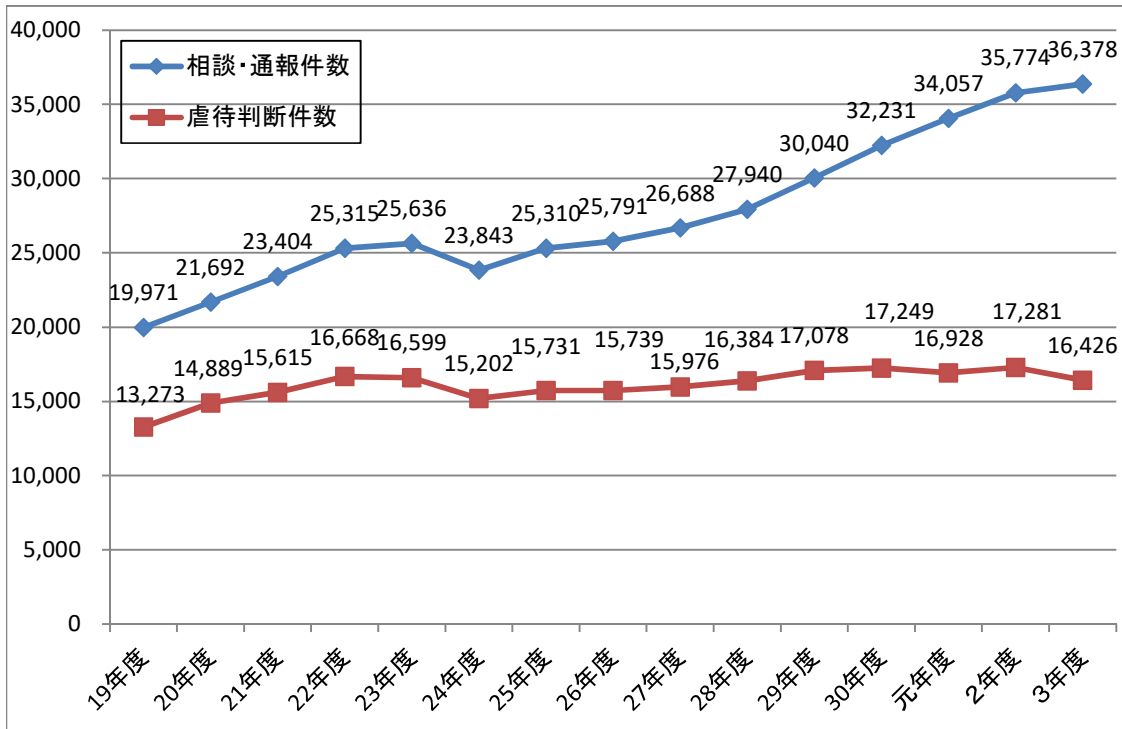


令和3年度 高齢者虐待対応状況調査結果について

鹿児島県の養護者による高齢者虐待の状況

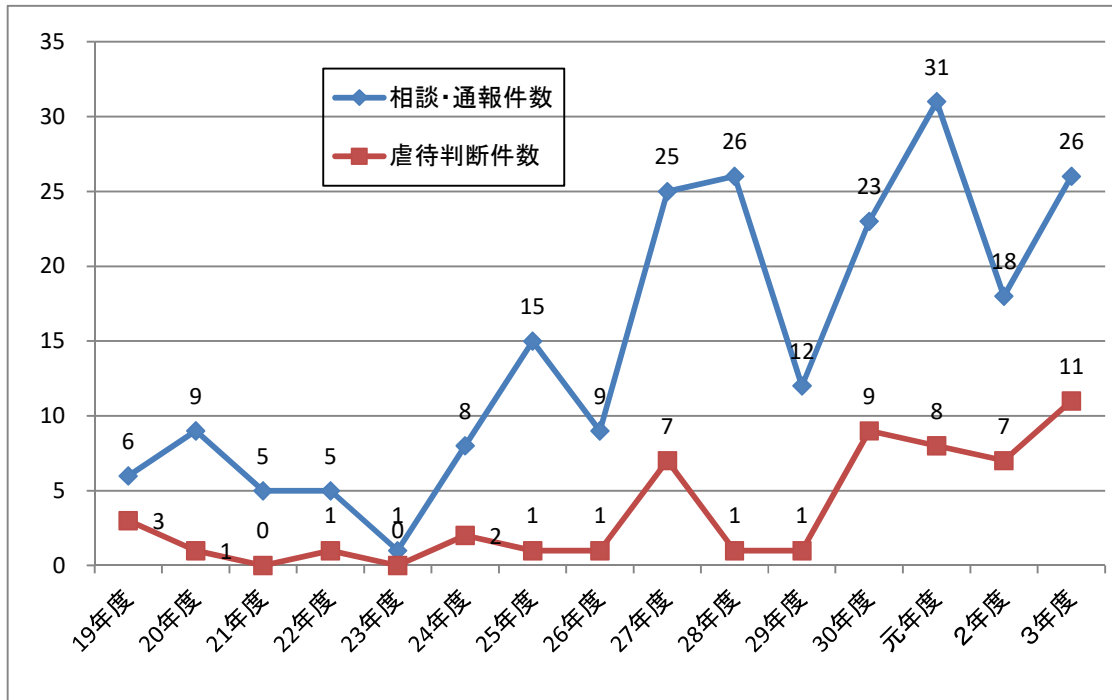


全国の養護者による高齢者虐待の状況

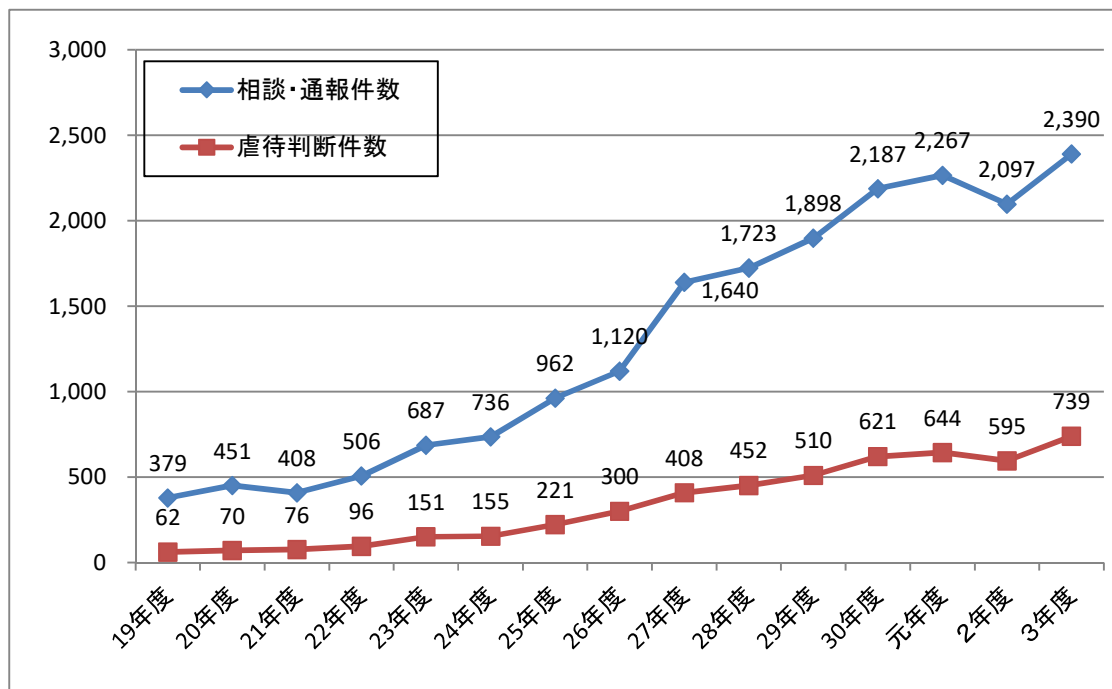


(令和4年12月23日厚生労働省公表)

## 鹿児島県の養介護施設従事者等による高齢者虐待の状況



## 全国の養介護施設従事者等による高齢者虐待の状況



令和3年度 高齢者虐待対応状況調査結果について

1 調査の概要

- (1) 当該調査は、法令等に基づき、各市町村に照会した結果を取りまとめたものである。
- (2) 調査対象は、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの期間内に虐待の事実確認を行った件数等である。

2 調査結果の概要

(1) 養護者による高齢者虐待の状況

2年度中に通報等を受理し、事実確認調査が3年度となった7件を含む。

区分		令和3年度(A)	令和2年度(B)	増減(A-B)	比率 (令和3年度)
相談・通報対応件数(件) (3年度中に通報等を受理した事例)		469 (462)	406 (400)	63 (62)	
1 相談・通報の状況	警察	286	207	79	<p>警察 57.8%</p> <p>家族・親族 6.5%</p> <p>介護支援専門員 14.1%</p> <p>市町村行政職員 3.6%</p> <p>介護保険事業所職員 3.6%</p> <p>近隣住民・知人 3.6%</p> <p>被虐待者本人 3.0%</p> <p>医療機関従事者 2.6%</p> <p>民生委員 2.4%</p> <p>虐待者自身 0.8%</p> <p>その他 1.6%</p>
	介護支援専門員	70	66	4	
	家族・親族	32	31	1	
	市町村行政職員	18	16	2	
	介護保険事業所職員	18	16	2	
	近隣住民・知人	18	10	8	
	被虐待者本人	15	32	-17	
	医療機関従事者	13	18	-5	
	民生委員	12	8	4	
	その他	8	12	-4	
	虐待者自身	4	2	-6	
	不明(匿名を含む)	1	0	1	
	計	495	418	77	
通報等を受理した469件の内訳で、重複あり。					
事実確認の状況(件)	訪問	225	227	-2	<p>訪問 48.0%</p> <p>関係者からの情報収集 31.6%</p> <p>調査不要と判断 17.1%</p> <p>対応を検討中 2.8%</p> <p>立入調査 0.6%</p>
	関係者からの情報収集	148	132	16	
	調査不要と判断	80	36	44	
	立入調査	3	1	2	
	対応を検討中	13	10	8	
	計	469	406	63	
2年度中に通報等を受理し、事実確認調査が3年度となった7件を含む。					

区分		令和3年度(A)	令和2年度(B)	増減(A-B)	比率 (令和3年度)	
2 虐待の内容	<b>1のうち虐待と判断した件数(件)</b>		<b>111</b>	<b>137</b>	<b>-26</b>	<p>男 15.5% 女 84.5%</p>
	性別虐待者(人)の	男	18	36	-18	
		女	98	109	-11	
		不明	0	0	0	
		計	116	145	-29	
	虐待の種類(件)	身体的虐待	78	101	-23	<p>身体的虐待 46.4% 心理的虐待 32.1% 経済的虐待 8.9% 介護放棄等 12.5% 性的虐待 0%</p>
		心理的虐待	54	71	-17	
		介護放棄等	21	27	-6	
		経済的虐待	15	21	-6	
		性的虐待	0	1	-1	
計		168	221	-53		
3年度中に虐待と判断した116人の類型で、重複あり。						
3 被虐待者の状況	被虐待者の年齢(人)	65-69歳	10	12	-2	<p>65-69歳 8.6% 70-74歳 16.4% 75-79歳 15.5% 80-84歳 21.6% 85-89歳 19.0% 90歳以上 19.0%</p>
		70-74歳	19	26	-7	
		75-79歳	18	30	-12	
		80-84歳	25	29	-4	
		85-89歳	22	21	1	
		90歳以上	22	25	-3	
		不明	0	2	-2	
		計	116	145	-29	
	被虐待者の介護保険の申請(人)	認定済み	76	74	2	<p>認定済み 65.5% 未申請 26.7% 申請中 2.6% 認定非該当(自立) 2.6% 不明 2.6%</p>
		未申請	31	52	-21	
		申請中	3	4	-1	
		認定非該当(自立)	3	3	0	
		不明	3	12	-9	
	計	116	145	-29		
	介護保険認定済者の要介護度(人)	要支援1	5	9	-4	<p>要介護1 30.3% 要介護2 18.4% 要介護3 15.8% 要介護4 13.2% 要介護5 5.3% 要支援1 6.6% 要支援2 10.5%</p>
要支援2		8	3	5		
要介護1		23	24	-1		
要介護2		14	17	-3		
要介護3		12	12	0		
要介護4		10	5	5		
要介護5		4	3	1		
不明		0	1	-1		
計		76	74	2		

		区分	令和3年度(A)	令和2年度(B)	増減(A-B)	比率 (令和3年度)
3	介護保険認定済者の認知症日常生活自立度(人)	自立又は認知症なし	4	2	2	<p>認知症はあるが自立度不明 1.3%</p> <p>認知症の有無が不明 1.3%</p> <p>自立又は認知症なし 5.3%</p> <p>自立度I 14.5%</p> <p>自立度II 44.7%</p> <p>自立度III 28.9%</p> <p>自立度IV 3.9%</p>
		自立度I	11	10	1	
		自立度II	34	34	0	
		自立度III	22	18	4	
		自立度IV	3	5	-2	
		自立度M	0	1	-1	
		認知症はあるが自立度不明	1	3	-2	
		認知症の有無が不明	1	1	0	
		計	76	74	2	
日常生活を送るために何らかの見守りを必要とする方(自立度II～M 計59人(77.6%))						
4	虐待者との同居・別居(人)	虐待者とのみ同居	65	75	-10	<p>虐待者とのみ同居 56.0%</p> <p>虐待者及び他家族と同居 24.1%</p> <p>虐待者と別居 15.5%</p> <p>その他 4.3%</p>
		虐待者及び他家族と同居	28	46	-18	
		虐待者と別居	18	22	-4	
		その他	5	2	3	
		不明	0	0	0	
		計	116	145	-29	
世帯の状況	世帯構成(人)	未婚の子と同居	38	41	-3	<p>未婚の子と同居 32.8%</p> <p>夫婦のみ世帯 21.6%</p> <p>配偶者と離別・死別等した子と同居 11.2%</p> <p>その他①(その他の親族と同居) 11.2%</p> <p>子夫婦と同居 8.6%</p> <p>単独世帯 7.8%</p> <p>その他③(他の選択肢に該当しない場合) 5.2%</p> <p>その他②(非親族と同居) 1.7%</p>
		夫婦のみ世帯	25	40	-15	
		配偶者と離別・死別等した子と同居	13	19	-6	
		その他①(その他の親族と同居)	13	15	-2	
		子夫婦と同居	10	6	4	
		単独世帯	9	15	-6	
		その他③(他の選択肢に該当しない場合)	6	6	0	
		その他②(非親族と同居)	2	1	1	
		不明	0	2	-2	
		計	116	145	-29	
5	虐待者の年齢(人)	20歳未満	0	0	0	<p>90歳以上 0.0%</p> <p>85-89歳 5.0%</p> <p>80-84歳 5.0%</p> <p>75-79歳 8.3%</p> <p>70-74歳 9.1%</p> <p>65-69歳 6.6%</p> <p>60-64歳 9.1%</p> <p>50-59歳 26.4%</p> <p>40-49歳 16.5%</p> <p>30-39歳 6.6%</p> <p>20-29歳 2.5%</p> <p>不明 5.0%</p>
		20-29歳	3	3	0	
		30-39歳	8	9	-1	
		40-49歳	20	22	-2	
		50-59歳	32	34	-2	
		60-64歳	11	12	-1	
		65-69歳	8	12	-4	
		70-74歳	11	16	-5	
		75-79歳	10	14	-4	
		80-84歳	6	12	-6	
		85-89歳	6	7	-1	
		90歳以上	0	3	-3	
		不明	6	4	2	
		計	121	148	-27	
1人の高齢者に対し、複数で虐待している場合があるため、被虐待者の人数116人とは一致しない。						

区分		令和3年度(A)	令和2年度(B)	増減(A-B)	比率 (令和3年度)
5 虐待者の 状況	息子	44	54	-10	<p>息子の配偶者(嫁) 0.8% 妻 0.8% 兄弟姉妹 2.5% 孫 3.3% 孫 5.0% 娘 19.8% 夫 22.3% 息子 36.4% その他 9.1% 娘の配偶者(婿) 0.8%</p> <p>1人の高齢者に対し、複数で虐待している場合があるため、被虐待者の人数116人とは一致しない。</p>
	夫	27	40	-13	
	娘	24	22	2	
	孫	6	8	-2	
	兄弟姉妹	4	7	-3	
	妻	3	7	-4	
	息子の配偶者(嫁)	1	1	0	
	娘の配偶者(婿)	1	0	1	
	その他	11	9	2	
	不明	0	0	0	
	計	121	148	-27	
6 対応 状況	虐待者と被虐待者を非分離	64	68	21	<p>対応を検討中 1.3% 虐待判断時点で既に分離状態 19.2% 虐待者と被虐待者を分離 32.7% 虐待者と被虐待者を非分離 41.0% その他 5.8%</p> <p>2年度中に虐待と判断した事例で対応が3年度となった40人を含む。</p>
	虐待者と被虐待者を分離	51	53	-2	
	虐待判断時点で既に分離状態	30	30	0	
	対応を検討中	2	3	-1	
	その他	9	3	6	
	計	156	157	-1	
6 対応 状況	医療機関への一時入院	12	11	1	<p>上記以外の住まい・施設等の利用 23.5% 医療機関への一時入院 23.5% 虐待者を高齢者から分離(転居等) 3.9% 老人福祉法に基づくやむを得ない事由等による措置 5.9% 緊急一時保護 15.7% 契約による介護サービスの利用 21.6% その他 5.9%</p>
	契約による介護サービスの利用	11	11	0	
	緊急一時保護	8	9	6	
	老人福祉法に基づくやむを得ない事由等による措置	3	4	-2	
	虐待者を高齢者から分離(転居等)	2	4	-2	
	上記以外の住まい・施設等の利用	12	8	4	
	その他	3	6	-3	
計	51	53	-2		
6 対応 状況	養護者に対する助言・指導	35	39	-4	<p>被虐待者が介護サービス以外のサービスを利用 4.3% 養護者が介護負担軽減のための事業に参加 1.1% 被虐待者が新たに介護保険サービスを利用 8.5% 経過観察(見守り) 14.9% 現在受けているサービスのケアプランを見直し 21.3% その他 12.8%</p> <p>非分離64人の内訳で、重複あり。</p>
	現在受けているサービスのケアプランを見直し	20	14	6	
	経過観察(見守り)	14	18	-4	
	被虐待者が新たに介護保険サービスを利用	8	9	-1	
	被虐待者が介護サービス以外のサービスを利用	4	5	-1	
	養護者が介護負担軽減のための事業に参加	1	5	-4	
	その他	12	7	5	
計	94	97	-3		
6 対応 状況	成年後見制度利用開始済み	5	4	1	<p>日常生活自立支援事業利用開始(人) 3 計 9 (内数)市町村長申立あり 3 ( " )市町村長申立なし 5</p> <p>3年度中の対応合計人数156人の利用状況</p>
	成年後見制度利用手続き中	4	1	3	
	計	9	5	4	
	(内数)市町村長申立あり	3	2	1	
	( " )市町村長申立なし	5	3	2	
日常生活自立支援事業利用開始(人)	3	4	-1		

区分		令和3年度(A)	令和2年度(B)	増減(A-B)	比率 (令和3年度)
7 虐待者側の要因 (件)	障害・疾病(疑い含む)	66	53	13	
	介護疲れ・介護ストレス	65	78	-13	
	理解力の不足や低下	61	74	-13	
	知識や情報の不足	60	67	-7	
	被虐待者との虐待発生までの人間関係	60	59	1	
	虐待者の介護力の低下や不足	58	69	-11	
	精神状態が安定していない	57	80	-23	
	孤立・補助介護者の不在等	47	58	-11	
	他者との関係や資源への繋がりがつらさ	38	-	-	
	家庭環境(生活歴, 虐待の連鎖), 家庭の方針等	36	-	-	
	虐待者の外部サービス利用への抵抗感	25	36	-11	
	飲酒	11	26	-15	
	ひきこもり	12	19	-7	
	「介護は家族がすべき」といった周囲の声, 世間体に対するストレスやプレッシャー	13	18	-5	
	ギャンブル等依存	10	4	6	
その他	9	8	1		
計	628	596	32		
被虐待者の状況 (件)	認知症の症状	69	74	-5	
	障害・疾病(疑い含む)	69	-	-	
	身体的自立度の低さ	55	57	-2	
	排泄介助の困難さ	41	42	-1	
	精神障害(疑いを含む), 高次脳機能障害, 知的障害, 認知機能の低下	37	52	-15	
	外部サービス利用に抵抗感がある	14	25	-11	
	その他	11	8	3	
	計	296	258	38	
家庭の要因 (件)	(虐待者以外の)他家族との関係の悪さほか家族関係の問題	57	44	13	
	経済的困窮(経済的問題)	39	43	-4	
	(虐待者以外の)配偶者や家族・親族の無関心, 無理解, 非協力	33	27	6	
	家庭内の経済的利害関係(財産, 相続)	25	19	6	
	その他	6	10	-4	
	計	160	143	17	
その他 (件)	ケアサービスの不足の問題	26	20	6	
	ケアサービスのミスマッチ等マネジメントの問題	6	2	4	
	その他	4	4	0	
	計	36	26	10	



(2) 養介護施設従事者等による高齢者虐待の状況

2年度中に通報等を受理し、事実確認調査が3年度となった事例は1件

区分		令和3年度(A)	令和2年度(B)	増減(A-B)	比率 (令和3年度)
相談・通報対応件数(件) (3年度中に通報等を受理した事例)		26 (25)	18 (18)	8 (7)	
相談・通報者(件)	当該施設職員	8	5	3	
	当該施設元職員	4	2	2	
	家族・親族	3	6	-3	
	施設・事業所の管理者	2	1	1	
	介護支援専門員	2	1	1	
	本人による届出	2	1	1	
	警察	1	1	0	
	医療機関	0	1	-1	
	その他	6	4	2	
	計	28	22	6	
3年度中に通報等を受理した25件の内訳で、複数通報等あり					
1 相談・通報の状況	通報事業等が寄せられた施設・				
	(住宅型)有料老人ホーム	7	6	1	
	認知症対応型共同生活介護	6	3	3	
	特別養護老人ホーム	5	2	3	
	介護老人保健施設	2	0	2	
	(介護付き)有料老人ホーム	2	0	2	
	通所介護等	2	0	2	
	養護老人ホーム	1	0	1	
	小規模多機能型居宅介護等	0	3	-3	
	軽費老人ホーム	0	1	-1	
	訪問介護等	0	0	0	
	その他	0	3	-3	
計	25	18	7		
市町村における 事実確認調査状況	事実が認められた	11	7	4	
	事実が認められなかった	12	5	7	
	判断に至らなかった	2	1	1	
	事実確認調査を行っていない	1	5	-4	
	計	26	18	8	
2年度中に通報等を受理し事実確認調査が3年度になった1件含む					



区分		令和3年度(A)	令和2年度(B)	増減(A-B)	比率 (令和3年度)	
2 虐待の内容	<b>1のうち虐待と判断した件数(件)</b>		<b>11</b>	<b>7</b>	<b>4</b>	
	性別虐待者(人)の	男	7	3	4	
		女	10	5	5	
		不明	0	0	0	
		計	17	8	9	
	1件の事例に対し被虐待者が複数の場合があるため、件数の11件と一致しない					
	虐待の種類(件)	身体的虐待	10	3	7	
		心理的虐待	9	5	4	
		経済的虐待	0	2	-2	
		性的虐待	1	2	-1	
		介護放棄等	1	0	1	
計		21	12	9		
3 被虐待者の状況	被虐待者の年齢(人)	65-69歳	0	0	0	
		70-74歳	0	0	0	
		75-79歳	1	0	1	
		80-84歳	3	3	0	
		85-89歳	4	2	2	
		90歳以上	9	3	6	
		不明	0	0	0	
		計	17	8	9	
	介護保険認定済者の要介護度(人)	要支援1	0	1	-1	
		要支援2	1	1	0	
		要介護1	0	1	-1	
		要介護2	0	1	-1	
		要介護3	5	2	3	
		要介護4	10	1	9	
		要介護5	0	1	-1	
		不明	1	0	1	
		計	17	8	9	
介護保険認定済者の認知症日常生活自立度(人)	自立又は認知症なし	0	1	-1		
	自立度I	1	2	-1		
	自立度II	2	1	1		
	自立度III	11	3	8		
	自立度IV	0	1	-1		
	自立度M	0	0	0		
	認知症はあるが自立度不明	1	0	1		
	認知症の有無が不明	2	0	2		
	計	17	8	9		
日常生活を送るために何らかの見守りを必要とする方(自立度II~M 計13人(77%))						

		区分	令和3年度(A)	令和2年度(B)	増減(A-B)	比率 (令和3年度)	
4	虐待者の年齢(人)	30歳未満	5	0	5		
		30~39歳	6	1	5		
		40~49歳	3	1	2		
		50~59歳	4	1	3		
		60歳以上	2	3	-1		
		不明	3	1	2		
		計	23	7	16		
	虐待者の職名又は職種(人)	介護職	21	2	19		
		施設長	0	2	-2		
		管理職	0	1	-1		
		看護職	0	0	0		
		経営者・開設者	1	0	1		
		その他	1	2	-1		
		計	23	7	16		
5	事業所があった施設・虐待のサービスクラウド	(住宅型)有料老人ホーム	4	3	1		
		特別養護老人ホーム	3	0	3		
		認知症対応型共同生活介護	2	1	1		
		軽費老人ホーム	0	1	-1		
		小規模多機能型居宅介護等	0	2	-2		
		(介護付)有料老人ホーム	1	0	1		
		通所介護	1	0	1		
		計	11	7	4		
	施設等において行われた措置	施設等からの改善計画の提出	10	7	3		
		老人福祉法等の規定に基づく勧告・命令等への対応	0	0	0		
		その他	0	0	0		
		計	10	7	3		
	6	(経営層)の課題	経営層の現場の実態の理解不足	9	3	6	
			業務環境変化への対応取組が不十分	7	1	6	
経営層の虐待や身体拘束に関する知識不足			6	3	3		
経営層の倫理観・理念の欠如			4	1	3		
不安定な経営状態			3	0	3		
その他			0	0	0		
計			29	8	21		

複数回答あり

区分		令和3年度(A)	令和2年度(B)	増減(A-B)	比率 (令和3年度)	
6 虐待 発生 の 要 因	組織運営上の課題	虐待防止や身体拘束廃止に向けた取組が不十分	10	7	3	<p>開かれた施設・事業所運営がなされていない 2.8%</p> <p>虐待防止や身体拘束廃止に向けた取組が不十分 13.9%</p> <p>チームケア体制・連携体制が不十分 12.5%</p> <p>職員が相談できる体制が不十分 11.1%</p> <p>事故や苦情対応の体制が不十分 11.1%</p> <p>業務負担軽減に向けた取組が不十分 11.1%</p> <p>職員の指導管理体制が不十分 9.7%</p> <p>職員研修の機会や体制が不十分 9.7%</p> <p>介護方針の不適切さ 8.3%</p> <p>職員同士の関係・コミュニケーションが取りにくい 5.6%</p> <p>高齢者へのアセスメントが不十分 4.2%</p>
		チームケア体制・連携体制が不十分	9	5	4	
		職員が相談できる体制が不十分	8	5	3	
		事故や苦情対応の体制が不十分	8	5	3	
		業務負担軽減に向けた取組が不十分	8	2	6	
		職員の指導管理体制が不十分	7	7	0	
		職員研修の機会や体制が不十分	7	2	5	
		介護方針の不適切さ	6	2	4	
		職員同士の関係・コミュニケーションが取りにくい	4	3	1	
		高齢者へのアセスメントが不十分	3	3	0	
		開かれた施設・事業所運営がなされていない	2	1	1	
		その他	0	0	0	
		計	72	42	30	
虐待を行った職員の課題	虐待を行った職員の課題	職員の虐待や権利擁護、身体拘束に関する知識・意識の不足	9	7	2	<p>職員の虐待や権利擁護、身体拘束に関する知識・意識の不足 21.4%</p> <p>職員のストレス・感情コントロール 19.0%</p> <p>職員の倫理観・理念の欠如 16.7%</p> <p>職員の高齢者介護や認知症ケア等に関する知識・技術不足 16.7%</p> <p>職員の業務負担の大きさ 11.9%</p> <p>職員の性格や資質の問題 9.5%</p> <p>待遇への不満 4.8%</p>
		職員のストレス・感情コントロール	8	5	3	
		職員の倫理観・理念の欠如	7	7	0	
		職員の高齢者介護や認知症ケア等に関する知識・技術不足	7	6	1	
		職員の業務負担の大きさ	5	3	2	
		職員の性格や資質の問題	4	6	-2	
		待遇への不満	2	1	1	
		その他	0	0	0	
		計	42	35	7	
被虐待高齢者の状況	被虐待高齢者の状況	介護に手が掛かる、排泄や呼び出しが頻回	6	5	1	<p>介護に手が掛かる、排泄や呼び出しが頻回 33.3%</p> <p>認知症によるBPSD(行動・心理症状)がある 27.8%</p> <p>意思表示が困難 16.7%</p> <p>職員に暴力・暴言を行う 11.1%</p> <p>医療依存度が高い 5.6%</p> <p>他の利用者とのトラブルが多い 5.6%</p>
		認知症によるBPSD(行動・心理症状)がある	5	3	2	
		意思表示が困難	3	2	1	
		職員に暴力・暴言を行う	2	1	1	
		他の利用者とのトラブルが多い	1	1	0	
		医療依存度が高い	1	0	1	
		その他	0	1	-1	
		計	18	13	5	

## 養介護施設従事者等による高齢者虐待の発生事例の概要（令和3年度）

鹿児島県における養介護施設従事者等による高齢者虐待が認められた件数は、11件でした。

	施設等のサービスの種別	被虐待高齢者の状況			※注1 虐待の類型	虐待を行った従事者の職種	※注2 虐待に対してとった措置
		性別	年代	要介護度等			
1	認知症対応型共同生活介護	男性	70代	要介護4	身体的	介護職員	施設指導, 改善計画
2	特別養護老人ホーム	男性	80代	要介護4	心理的	介護職員	施設指導, 改善計画
		女性	80代	要介護4			
3	通所介護	男性	90代	要介護4	心理的・性的	介護職員	施設指導, 改善計画
4	住宅型有料老人ホーム	女性	90代	要支援2	身体的・心理的	介護職員	施設指導, 改善計画
		女性	90代	要介護4			
5	特別養護老人ホーム	男性	90代	要介護3	身体的・心理的	介護職員	施設指導, 改善計画
		男性	80代	不明			
		女性	80代	要介護4			
		女性	90代	要介護4			
6	認知症対応型共同生活介護	女性	80代	要介護3	身体的・心理的	介護職員	施設指導, 改善計画
		女性	80代	要介護4			
		女性	90代	要介護4			
7	介護付有料老人ホーム	女性	90代	要介護3	身体的	介護職員	施設指導, 改善計画
8	住宅型有料老人ホーム	男性	80代	要介護3	心理的	法人代表	施設指導, 改善計画
9	住宅型有料老人ホーム	不明	不明	不明	身体的	法人代表	施設指導, 改善計画
10	特別養護老人ホーム	男性	90代	要介護3	身体的・心理的	介護職員	施設指導, 改善計画
11	住宅型有料老人ホーム	女性	90代	要介護4	身体的	介護職員	施設指導, 改善計画

注1：虐待の類型

身体的＝身体的虐待，介護＝介護等放棄，心理的＝心理的虐待，性的＝性的虐待，経済的＝経済的虐待

注2：高齢者虐待に対してとった措置

施設指導＝施設等に対する指導，改善計画＝施設等からの改善計画の提出依頼

虐待者注意＝虐待を行った養介護施設従事者等への注意・指導

（参考）

(1) 市町村は、養介護施設従事者等による高齢者虐待の通報又は届出を受けたときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該通報等に係る養介護施設従事者等による高齢者虐待に関する事項を、都道府県に報告しなければならないこととされています。（高齢者虐待防止法第22条）

(2) また、都道府県は、毎年度、養介護施設従事者等による高齢者虐待の状況、養介護施設従事者等による高齢者虐待があった場合にとった措置その他厚生労働省令で定める事項を公表することとされています。（高齢者虐待防止法第25条）